

令和 年 月 日

東北運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
2. 設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
岩手県（福祉輸送事業に限る。）
3. 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
ケア運賃
別紙のとおり
4. 変更を必要とする理由

(参考) その他

別紙新旧対照表のうち現行については、平成・令和 年 月 日付け
東自旅二第 号認可による。

一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表並びに適用方法

1. 運賃

(1) 距離制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円
大型車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円
普通車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円

(2) 時間距離併用制運賃

特定大型車	時速10 km以下の走行時間について	分	秒ごとに	円
大型車	時速10 km以下の走行時間について	分	秒ごとに	円
普通車	時速10 km以下の走行時間について	分	秒ごとに	円

(3) 時間制運賃

特定大型車	拘束30分ごとに	円
大型車	拘束30分ごとに	円
普通車	拘束30分ごとに	円

(4) 運賃の割増

- (ア) 深夜早朝割増・・・・・・・・・・2割増
- (イ) 寝台割増・・・・・・・・・・2割増

2. 料金

(1) 待料金

特定大型車	分	秒までごとに	円
大型車	分	秒までごとに	円
普通車	分	秒までごとに	円

3. 運賃料金の割引

- (ア) 身体障害者割引・・・・・・・・・・1割引
- (イ) 知的障害者割引・・・・・・・・・・1割引
- (ウ) 運転免許返納者割引・・・・・・・・1割引

適用方法

1. 車種の定義

(ア) 特定大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。

但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。

(イ) 大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名以上のもの。

(ウ) 普通車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名以下のもの。

同条に定める軽自動車福祉輸送事業にのみ使用するもの。

同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

備考：ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

2. 運賃適用の順位

原則として、距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む）を適用し、あらかじめの特約がある場合は時間制運賃を適用する。

3. 運賃料金の適用方法

(ア) 距離制運賃は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃とする。

(イ) 時間距離併用制運賃は、旅客の乗車地点から降車地点までの運送について一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。

(ウ) 時間制運賃

(a) 時間制運賃は、営業所において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

(b) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着した時から、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃とする。

(c) 時間制運賃は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げる。

(d) 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。

(e) 時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しない。

(エ) 運賃の割増

(a) 深夜早朝割増は、午後 10 時以降午前 5 時までの間における運送に適用し、割増率は 2 割とする。

(b) 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は 2 割とする。

(c) 割増は、距離短縮方式とする。

(d) 2 以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできない。

(オ) 料金

待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。

(カ) 運賃料金の公共的割引

(a) 身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日付け法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けたもので、当該手帳を提示したときに適用する。

(b) 運転免許返納者割引は次による。

① 運転免許返納者割引は、自動車運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けた者に適用する。

② 運転免許返納者割引は、運転経歴証明書の提示があった場合に適用する。

(c) 割引の対象運賃は、身体障害者、知的障害者、又は自動車運転免許返納者自身が乗車した区間の運賃とする。

(d) 運賃料金の額は、時間距離併用制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は別途計算された額に 0.9 を乗じ、10 円未満の端数を切り捨てた額とする。

(e) 公共的割引は、営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、公共的割引の重複はできない。

4. 運賃の收受方法

距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちに運賃メーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

5. その他

(ア) 時間距離併用制運賃は、高速道路株式会社法に規定する会社の管理にかかる高速道路においては深夜早朝割増を適用する時間帯を除き適用しない。

(イ) 自動車航送航路の航送運賃及び料金並びに有料道路等の使用料金等は、実費について旅客の負担とする。

6. 運賃及び料金を適用する営業区域

岩手県